

各市町村障がい福祉主管部（局）長 様

大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課長

障がい福祉サービス事業所等における障がい者虐待の防止について（周知）

日頃より、本府障がい福祉行政の推進に御尽力いただきお礼申し上げます。

さて、大阪府内ではここ数年、障がい福祉施設や障がい福祉サービス事業所等での職員による障がい者虐待に関する報道が相次いでいます。また、令和 6 年 12 月 25 日に厚生労働省により発表された「令和 5 年度障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「障害者虐待防止法」という。）に基づく対応状況に関する調査結果報告書」においても、大阪府内の障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待（以下、「従事者虐待」という。）があった、と判断された件数は 117 件で全国最多となっています。

障がい者虐待が多く発生している状況、職員が逮捕されるような重大な障がい者虐待が発生している状況は、利用者が安心して福祉サービスを利用できる状況とは言えず、障がい者虐待防止のための各施設・事業所での取組みが重要です。そのため、障害者虐待防止法第 17 条により市町村から本府に報告のあった事案の多くに共通する発生要因について、各施設・事業所で確認できるようチェックリスト形式でまとめました。市町村の従事者虐待防止の取組みの参考として、ご活用くださいますよう、お願いいたします。

なお、本府所管の障がい福祉サービス事業所等には、本府より情報提供していることを申し添えます。

（添付資料）

「障がい福祉サービス事業所等での虐待を防ぐために

～あなたの事業所ではこのようなことはありませんか～」

（問い合わせ先）

担当：大阪府福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課  
指定・指導グループ 森下・上中  
電話：06-6941-0351（内線 2462、6696）